平成２５年（フ）第３０１号
茨城県水戸市大工町２丁目１番26号
破産者　株式会社ナガイ
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５０号
神奈川県横須賀市長沢１丁目３番15号
破産者　株式会社ティーエムエヌ
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２６号
神奈川県三浦市三崎町城ケ島658番地
破産者　池田海産有限会社
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２３３号
神奈川県横須賀市船越町３丁目54番地
破産者　ソフトテクノロジ株式会社
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４８号
石川県小松市白嶺町１丁目35番地
破産者　有限会社ティービーワークス
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２４６号
和歌山県岩出市山980番地
破産者　岡崎工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４８号
岡山市中区藤崎663番地１　114号、開始決定時の住所岡山市中区藤崎663番地１
破産者　中谷　道成
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８２号
福岡市中央区長浜２丁目３番１号
破産者　有限会社カワサキ資材
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３５号
福岡県春日市須玖南３丁目176番地
破産者　匠永工務店株式会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７２８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵443番地２
破産者　西日本技研株式会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４６３号
札幌市中央区南４条西１丁目５－２
破産者　株式会社リチェッタ
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０号
秋田県能代市字松長布６番地
破産者　有限会社フタバ産業
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第５７４号
栃木県宇都宮市駒生町1415番地１　エス・スクエア103号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市宝木本町1143番地31　ヴィラシャルマン105
破産者　齋藤ともか（旧姓井上）
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１８号
岡山県備前市西片上83番地14
破産者　周藤　博久
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１５号
福岡市早良区百道浜１丁目７番５号
破産者　株式会社ＷＯＲＬＤ　ＴＯＰ
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２号
宮崎県延岡市新町２番地１
破産者　合資会社新茶屋
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７１２号
広島市東区戸坂数甲２丁目９番６号
破産者　有限会社本郷土建
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４６号
熊本市中央区大江６丁目24番１号
破産者　株式会社九歯研
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
大分市中央町１丁目３番11号凛セントポルタビル
破産者　株式会社凛
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０５号
栃木県小山市大字横倉新田283番地６　エルディム若月Ｂ棟102号、従前の住所栃木県小山市大字雨ケ谷新田73番地67
破産者　木津　一之
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１０４号
さいたま市岩槻区西町４丁目３番35―101号
破産者　秋山　　晃
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係